

## 書評

I・フォイゲル著『國有化』

— 國際法における外國人財産

の保護に關する研究 —

Isi Foighel, Nationalization

A study in the protection of alien prop-

erty in international law. 1957, 136 p.

桑原輝路

一九五一年のイランによるアングロ・イラニアン石油會社の國有化、一九五六年のエジプトによるスエズ運河會社の國有化、この二つの事件はまだわれわれの記憶に新しい。國際法學會は一九五二年の會議で國有化問題を討議し、國際法協會は昨年（一九五八年）秋のニューヨーク總會においてこの問題を議題とした。國有化問題は國際法における重要な課題の一つである。アルフ・ロスは本書の序文のなかで現代における國有化問題を次のように素描している。國有化問題は國際法進化の焦點である。自由主義および資本主義の哲學に基礎をおくヨーロッパ國際法の古典的原則は、それと異なる政治的および經濟的イデオロギーから生れた新しい見解と格闘しつつある。從屬から解放された新生諸國の理論および實行は強いナショナルイズムの傾向に彩られている。完全な獨立の達成を願うこれら新生諸國の

眼には、外國資本は植民地主義、帝國主義と映る。彼等はその束縛から自由にならうと欲し、また自らその資源を開發しうる能力を誇示しようとする。かつては國際社會において聲なき存在であったこれら新生諸國は、いまや平等に國際連合の組成國として國際法の進化に影響をおよぼしうる可能性を獲得した。財産の剝奪に對する十分な即時の有效な補償の古典的原則は、しかしながら單にイデオロギー的な反對にあつたばかりではない。それはまた技術的な障害にもつきあつた。單に個人の財産だけを對象とするのではなく、一國の經濟全分野を對象とする國有化はもはやいくつかの單純な原則のみによつては技術的に解決され得ない問題をひきおこした。かくして國際法の一般規則は特別條約に席をゆずり、總額補償が個別補償にとつてかわつた。しかしおそらくは古典的理念は將來においても生命力をもちつづけるだろう。新生諸國もいつの日か外國資本に對する彼等の必要とかかる投資を阻止しようとするイデオロギーおよび政策との間の矛盾に氣づくことであろうから。

さて著者イシ・フォイゲルはコペンハーゲン大學助教授であり、本書は一九五五年にコペンハーゲン大學の懸賞論文に提出され、一九五六年に金メダルを授與されたものに若干手を加え英譯されて出版されたものである。

本書は「背景」(Background) (一一—三八頁)、「合法性」(Legality) (三九—七四頁)、「補償」(Compensation) (七五—一三六頁)の三部より成る。

第一部「背景」 國有化の政治的經濟的法背景であり、本書の序論をなしている。著者はまず一九一八年のソ連の國有化と三八年後のエジプトの國有化のそれぞれの國際的反響の差異に着眼し、それはこの間における諸國の政治、經濟の分野における發展および國際社會の膨脹に原因するといひ、一九一八年以前における外國人財産の保護に關する國際法の規則を支えていた國內政治的經濟的諸條件および國際的條件が變化した結果として、外國人財産の法的保護の問題が現在一つの進化を經驗しつつあるという。

二〇世紀の社會的經濟的性格の一つの特色として政府行爲による私有財産の直接および間接的干渉をあげることができ、そしてそれは國有化といふかたちをとる。そこで次の問題が提起される。國有化は傳統的意味の收用とは異なるか、異ならずば法的にみて兩者の關係はどうか。

まず第一の問題であるが、收用については國際法の理論と實際のなかに一致がある。しかし國有化を論じた國際法學者の意見にはそのような一致はみられない。彼等は國有化と收用との差異を明確に區別することなく、いたずらに國際法の特別規則を説くに急である。彼等は國有化を公益のためにする財産の公的取得と定義し、かつ財産に對する一般的制限や財産の公的取得の傳統的方式である收用と國有化とを區別する基準として、動機、目的、範圍、素材、形式をあげる。著者はこれらの基準に *La Pradelie*、國際法學會(一九五二年)、*Friedman*、*Doman*、*Robin* の定義をひとつひとつとりあげて批判し、その

いずれも國有化と收用(より廣く公益のためにする財産の公的干渉の他の方式)との差異を的確に説明していないという。兩者の差異は財産の接收の前後におけるその財産の利用目的の一貫性にこそ求められなければならないとし、著者は次のような定義を與える。「國有化とは經濟的動因にもとづく特定財産の繼續的かつ本質的に不變な利用を目的とする私有財産の國家への強制的移轉である。」國有化は收用の特別形式ではなく、またその逆でもない。兩者は同格に取扱われるべきであり、國有化は特別な種類の私有財産への干渉として、その國際的效果の分析は收用に關する國際法の規則からの演繹によることなく、獨自の檢討を必要とする。

國有化と財産に對する他の公的干渉との事實上の相違はどのように指摘されるが、次に國際法的にみて兩者を區別すべき理由は何に求められるか。個人がひとしく打撃をうけるという點において收用も國有化も變らないが、しかしこの點は國際法における個人の法的地位にてらして考慮する必要はない。國際法は原則として國家の利益の保護を中心とする。従つて國有化および收用がそれぞれ國家の利益に如何なる影響を與えるかが考慮されるべきであるが、國家の利益との關係およびそれへの影響という點において國有化と收用の場合とは異なる。そこで國有化と財産に對する他の公的干渉とは事實上區別されるばかりでなく、また國際法的にも區別して取扱われなければならない。

次に國有化と國家的利益との關係がとりあげられる。この問題は二つに分かれる。一つは國有化は如何なる國家的利益にも

とづくか、すなわち國有化の動因の問題。もう一つは國有化に對する外國の抗議は如何なる國家的利益にもとづくか、すなわち國有化への抗議の動因の問題。

第一の問題として一般的にいえることは、革命とか戦争とかいう政治的大事件が經濟的社會的改革をひきおこし、その改革には公私の所有權に對する態度の決定が含まれるわけであつて、そのような場合に國有化が問題となるということである。

國有化の動因を著者はさらに分析する。それには政治的動因と經濟的動因がある。前者にはマルクス主義にもとづくイデオロギー的動因と新たに登場してきた民族主義的動因があげられる。後者に屬するものとしては一つは技術的考慮にもとづく一般的性格のものであり、もう一つは第二次大戦に起因する特殊な條件のなかにその動因が見出されるものである。それぞれ例を示して説明される。いずれにしても國有化は社會主義國においても自由主義國においても、その國にとって決定的重要さをもっている利益によつてその動因が與えられる。しかししてかかる國有化が外國人財産と無關係ではありえないのはいうまでもないことである。

そこで外國における自國民の財産に影響を與える國有化に對して抗議が發せられるわけであるが、第二の問題としてかかる抗議の動因は何か。自國にとつて重要な政治的經濟的利益にかかわりがあればこそ外國の國有化に對して抗議するのである。無補償の國有化によつて外國人のうける財政的損失は究極において國家の經濟力の部分的喪失を意味する。完全補償がなされ

る場合においても、國有化の結果その分野における爾後の經濟活動から外國人は排除されるという點において國有化は國家の經濟力に重要な効果をおよぼす。外國に投資された財産に對する國有化の直接および間接の效果に對する反対抗議は、自國において國有化を認める國においてもみられる。まして自國において國有化を認めない國においては、より充分な抗議の理由がある。外國における國有化への抗議は、外國人財産の國有化は承認しがたく、また望ましくないとの通告のかたちをとるが、それは要するに他の諸國に對する自國の信用維持のためになされるのである。外國資本の受入れを希望する國にとつてはこの信用は絶對必要である。著者はさらに國有化への抗議のかかる經濟的政治的動因のほかに、接收が自國政府ではなく外國政府によつてなされる場合に人の感ずるより強い損害の意識および國家と在外國民とを結ぶ連帶性の感情といった心理的要素についても述べている。

このように國有化の動因も、また國有化への抗議の動因もともにそれぞれの重要な國家的利益につながるものである。しかしして二つの相反する利益が衝突する場合、法はその紛争を解決するために存在するわけであるが、著者は次に國際法の性質、機能を國內法との對比において検討する。まず國內社會と國際社會は客觀的に主觀的にまた歴史的に異なるものであることが指摘され、國際社會の國內社會との違いが國際法の個々の規則に反映するとし、ついで國內法制度と國際法制度の相連が權力、相互主義、法的態度および諸國の共同利益といった點から説明

される。このような國際法の性質の検討の結果、著者の基本的態度が決定される。すなわち國際法の違反は現在變更することを望まれている現行法の内容に對する反動とみらるべきであり、現行法の違反に關する紛争は新しい法の創造に關する紛争でもある。従つて國有化の國際的效果を規制する國際法規則は、諸國の現在の利益の嚴密な検討を基礎として決定されなければならず、現在とは異なる政治的經濟的環境のなかにおいて發達した慣行を基礎になさるべきではない。このように考察された場合にのみ、國際法規則は基本的な經濟的政治的利益の衝突として生ずる國有化紛争を解決するに適するものといえるだろう。

國有化の結果生ずる國際問題をここでは取扱うわけであるが、國有化はいろいろな事態を生み、また生むことが豫想される。そしてそれらの事態には國內法、國際法、國際私法の問題が絡んでゐる。著者はおこりうべき事態を、國有化される財産が國有化國の領域内にある場合と領域外にある場合に二分し、そのおのおのをさらにその財産が自國(國有化國)の國民のものである場合と外國人のものである場合に分け、さらにそれが細分されるが、結局國際法に關連あるものとして次の二つの場合をあげる。

1. 國家が外國または外國の自然人および法人所屬の財産を國有化し、かつその財産が國有化國の領域内にあるか、または領域外でその國有化の治外法權的效力を承認している國のなかにある場合。

2. 國家が自國民の財産を國有化し、かつその財産が國有化國の領域外でその國有化の治外法權的效力を承認している國のなかにある場合。

第一の場合におこりうる國際法問題は、一つはそのような國有化が國際法に違反するかどうかの問題であり、これは第二部において取扱われ、もう一つは國有化は補償を支拂うべき國有化國の國際的義務を伴うかどうかの問題で、これは第三部で取扱われる。

第二の場合には、在外財産は國有化の結果として特別な國際的地位(免除)を得るかどうかの問題であり、これは國有化の特別な效果というよりむしろ國有財産に關する國際法規則の國有化財産への適用の問題であるからここではとりあげられない。

第二部 「合法性」 第一部の終りにおいて限定された問題の第一、すなわち國家による外國人財産の國有化措置は國際法上合法とみられるか否かの問題が論ぜられる。

まず國有化の合法性の問題は、財産の公的干渉の他の方式の合法性の問題とは別個に検討すべきことが主張される。すなわち従來、財産の公的干渉の傳統的方式である收用に關して、それを補償の有無によつて區別し、有補償の場合は合法であり、無補償の場合に國際法上の問題がおこるといふ風に説かれてゐるが、この收用論においてとられてきた方法を國有化の場合にあてはめることは適當ではない。その理由は第一部において述べられてゐるように、國有化と收用とは事實上大きな相違があ

り、また國際法上も區別さるべきものだからである。國有化の合法性の問題は補償支拂いの義務の問題とはつきり著者によって區別されている。すなわち補償支拂いの義務は國有化行為が合法であるための前提條件ではなく、それは國有化行為の結果である。しかしたとえ國有化は合法である（補償が支拂われなくとも）という結論をえたとしても、國有化の國際的效果——補償請求權の發生——の有無を検討することは別に必要であると説かれる（第三部でとりあげられるのはこの問題である）。

さて外國人財産の國有化は合法か否かの問題を著者はまず領土管轄權の原則から出發する。この原則によれば外國人およびその財産は所在國の領土權限に服する。この規則が無制限のものであれば外國人のいかなる國際的保護も存しない。しかし實際にはそこに一定の制約がある。従つて問題は、そのような制約が國家による外國人財産の國有化措置に關して存するか否かである。

まず領土管轄權の原則に對する制限として國有財産の免除に關する特別規則がある。しかしこの規則は公けの目的に使用される國有財産に對してのみ適用されるのであり、商業的利益の目的に使用される國有財産には適用されない。従つて前者の國有化の場合は、たとえ完全補償がなされたとしても國際法に抵触することになる。しかし後者の場合は外國人財産に關する一般規則によるべきである。

次に外人法との關係であるが、ここでまず内外人無差別の原則がとりあげられる。これは外國人の權利に關してではなく、

保護に關しての平等をいうのであるが、國家は自國民に與えると同じ保護を外國人およびその財産に與えなければならない。外國人およびその財産の保護に對する不利益な差別は國際法に反する。従つて國有化が内國人および外國人雙方を對象とする場合、同一立場にある外國人の保護が内國人に比して不利益に差別されるならば、そのような國有化措置は違法である。しかし保護の差別を禁止する國際法の規則は、同一立場にある内外人の形式的平等を要求するにすぎないものであつて、従つてある産業の國有化により外國人財産のみが現實に影響をうける結果となつたとしても、その國有化措置は違法とはみられない。

内外人平等は國際法上外國人の取扱ひに關して國家の負う不可缺の義務であるが、しかしそれだけで充分といえるであろうか。そこで次に最低（國際）標準主義が検討される。外國人の取扱ひに關しては國際法上の最低標準があり、外國人財産の國有化措置がこの最低標準に反するものであるとすれば、それは國際法上合法なものとみることができないわけである。果して外國人財産の國有化を禁止する一般に認められた最低標準が存在するかどうか。この點に關して外國人財産の保護について規定している居住、通商、領事條約等の規定、既得權保護の原則および二〇カ國にわたる諸國の國有化に關する國內法令が検討される。しかし條約に關してはその財産保護の規定にも拘らず、それは特別な場合（最惠國約款との關係）を除いては、外國人財産の國有化を禁止してはならないと結論される。また既得權保護の原則に關しては、この原則は自由主義經濟が唯一の經

濟制度であつた時代の産物であつて、その存立の基盤が變化した今日、もはやこの原則を外國人財産の國有化が最低標準に反するかどうかの問題に關連して考慮する必要はないと結論する。そして廣範圍にわたつて検討された國有化に關する國內法令に關しては、その検討の結果として、諸國は國有化を經濟的、政治的問題の解決のための手段としており、またその國有化措置は外國人財産にも適用されているという結論に導かれるのであつて、従つて國有化を認めない若干の國があつたとしても、しかしそのことから國有化を禁止する一般に認められた國際標準があるというわけにはいかない。従つて以上の検討から國有化に關して外國人財産の國有化を違法とする國際標準は存在しないと結論せざるをえない。

そこで次に外國人財産の國有化をめぐる國家的利益の分析からこの問題が考えられる。諸國の共通利益は國有化に關して領土管轄權の制限をもたらすことになるか。つまり外國人財産の國有化に關して領土管轄權の制約を認めることが、諸國の國家的利益と一致するかどうか。國家の領土管轄權の自由行使と自國民の在外財産の保護のそれぞれにつながる國家的利益は、前者のそれが後者のそれに比して遙かに重要である。しかし後者における國家的利益は必ずしも外國人財産の國有化を國際法違反とみるべきことを要求しない。従つて外國人財産の國有化は國家の管轄權の合法的表現とみらるべきである。

外國人財産の國有化は國際法上合法であるというこのようない見解は、國有化に關する現代の大部分の國際的實行に一致する

ものである。その例として著者は、外國人財産を國有化する國家の主權的權利を一般に承認した一九四八年九月七日のアメリカ政府の對ルーマニア覺書、國有化はたとえ外國人財産に影響を與えるとしても合法的干渉であるというイギリスの見解が表明された英イラン紛争および同様な見解が述べられた一九五六年八月のロンドン會議(スエズ運河會社の國有化を討議)をあげている。

最後に國有化が契約上の義務を無視してなされたとしても國際法違反ではないことが述べられる。この點については學說、慣行とも一致している。契約によつて與えられた權利に他の財産權より大きな保護を與えるという國際法の規則は存在しない。

第三部 「補償」 公けの目的に使用される外國の國有財産の國有化、條約規定に反する國有化および形式的平等原則に反する國有化、以上の場合を除いて外國の財産の國有化はそれ自體國際法上合法であるというのが第二部の結論であるが、次に國有化そのものは合法であるとしても、それが外國人財産に影響を與えた場合に國有化國はその國有化によつて外國人に補償を支拂うべき國際法上の責任を負うか否かという問題がある。外國人財産の國有化は國際法上補償支拂いの責任を伴うとすれば、國有化措置そのものは國際法違反ではないとしても、補償の支拂は別に國際法の違反を構成するとみなければならぬ。

そこでまず國有化は國有化國に補償支拂いの國際法上の責任

を課するかどうかを検討される。この点については十分な即時の有効な補償を支拂う責任があるという説、合理的な補償で足りるといふ説、補償は國有化國により一方的にきめられるといふ説、また補償の責任はないといふ説等があつて意見は分れている。

そこで次に國際的實行を検討するわけであるが、著者は第二次大戰後ブルガリア、チエコスロバキア、フランス等九カ國が結んだ二國間條約を列擧し、それらの條約には外國人財産の國有化は國有化國に補償支拂いの責任を課すといふ見解がはつきりと示されていると指摘する。それでは國有化國は如何なる理由にもとづいてそのような補償尊重の條約を結んだのであろうか、またそれらの條約は外國人財産の國有化は國有化國に補償支拂いの責任を課すといふ一般國際法上の規則の表れとみるべきか、それとも特殊な利益、環境の産物にしかすぎないか。こゝういつた問題が論じられたのち、結論として著者は、たしかにそれらの條約實行は充分に廣いとはいえず、またその性格も特殊なものであるために、國有化は外國人に對する補償支拂いの責任を伴うか否かの問題に明確に回答するためには、それらの國際條約の實行だけを基礎にしては不可能であるといふことは認めなければならないが、しかしさういふ點を留保した上で次のようにいふことができるという。すなわち國有化に關する國際法の規則における最近の發展は、國有化によつて影響をうける外國人に對し國有化國は補償を支拂う責任があるといふ規則の方に對しつゝある。

このような一應の結論が妥當なものであることを著者は三つの點をあげて確かめる。第一は、若干の國の國內立法法において、外國人は國有化される財産に對する補償について特別な法的地位を與えられるといふ趣旨の規定が設けられていること。第二は諸國の國際的利益に對する實際的な考察。すなわち國有化はその補償問題に關する限り、國家をして國內的な面と國際的な面とを區別して考慮させる。自國民の財産は可能な限り無補償で（國有化法に補償は支拂われねばならないといふ規定があるに拘らず）接收しようとする。しかし國際的な面すなわち外國人の財産に對しては、國家は經濟的配慮から國有化は補償を支拂う責任ありとする規則に左袒する。このことは債權國においても債務國においても同様である。とくに債務國の場合は一見外國人財産の無補償國有化に與するかに思われるが、しかし眞の經濟的利益の洞察は、國有化國をして外國人財産の國有化は補償支拂いの責任を伴うといふ規則を支持させるだらう。將來自國の經濟開發に外資を必要とするならば、現在の國有化に補償を支拂うことによつて信用をつなぎとめておく必要があるからである。従つて外國人財産の國有化は補償支拂いの責任を伴うといふ規則はすべての國の共通の利益となる。先にあげた諸國の條約實行はこのような見解の表現とみるべきであらう。社會主義國においてもこの點は同じであつて、社會主義を國とするとする國においても他國における國有化に對して補償の請求を放棄することはなかつた。第三は、外國人への補償支拂いについて規定している條約が資本輸入國および資本輸出國の雙方に

よって結ばれたということ。以上の考察から先にあげた條約實行は、外國人財産の國有化は補償支拂いの責任を伴うという國際法原則の創造または確立に貢献しつつあるということを認めなければならぬと著者はいう。

國際法におけるこの傾向が正しいとすれば、次にそれらの條約の分析がなされねばならない。そこで國有化に伴う補償の問題を、補償の方式、如何なる財産に補償は與えられるか、何人が補償の請求を起さうか、補償の範圍の四つの問題に分けて、多くの實際例をあげつつ考察される。まず補償の方式としては、今日まで使われた二國間補償條約の方式を一般的に協定、直接的個別的補償を規定する協定、間接的個別的補償を規定する協定、總額補償を規定する協定の四つに分け、それぞれの實際を示し、前三者について批判し、その缺點を指摘し、結局總額補償協定が國有化措置より生ずる補償請求の解決に最も實際的であり、現に最近の大部分の補償協定がこの方式によっており、また他の方式によつた大部分の協定がこの方式の協定にかえられたと述べ、この方式の五つの長所が指摘される。補償の支拂わるべき財産については、所有權と債權者の請求權について述べられる。また國有化に對する補償についての國際法規則は外國の財産についてのみ適用されるわけであるから、國

有化國が國際法上補償の責任を負うべき財産は、請求國と國家的な關連をもっているものでなければならぬ。そこで次に補償に關する國際法規定適用の前提條件ともいふべき事柄がいろいろと検討される。そして最後に補償の範圍として、補償額の決定、支拂の時期、補償の性質のそれぞれについて、補償は十分、即時、有效であらねばならないという傳統的な見解を議論の出發點として、實際例をあげつつ吟味される。卷末に年代順にならべられた補償條約の一覽表および補償方式による分類表が付加されている。

以上が不十分ながら本書のおおよその内容である。收用と國有化の差異を強調して獨自の國有化論を展開し、國有化の合法性と補償責任の問題をはつきりとはなしている點、ロスも序文で述べているように國有化問題に關連ある多くの國際條約、國內法令が蒐集され分析されている點、またとくに國有化に伴う補償の問題がそれらの資料にもとづいて綿密に分析されている點等を國有化問題に關するこの貴重なモノグラフの特色としてあげることができるであらう。

(一九五九・七・三) (小樽商科大學講師)